

給水装置の維持管理に関する協定書

交野市水道事業管理者（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙が交野市において布設する給・配水施設（以下「給水装置」という。）の維持管理について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、交野市水道事業給水条例、同施行規程及びこれらに基づく基準等により協議した事項のほか、給水装置の維持管理を明確にすることを目的とする。

（禁止事項）

第2条 給水装置が布設された箇所には、構造物等を設置しない。

（施工及び維持管理）

第3条 乙の給水装置は、甲が定める給水装置工事施行基準に基づき乙が施工する。

2 乙は公共用地に仕切弁を設置し、被分岐水道管から仕切弁までは甲が管理する。また仕切弁から給水装置末端までは乙が管理する。

3 前項の給水装置で漏水等の緊急工事及び作業を要すると判断した場合、甲が管理する給水装置は甲が修繕し、乙に報告する。また、乙が管理する給水装置は乙が修繕する。ただし、甲が緊急判断し修繕する場合は、甲は乙に報告し、修繕費用を乙に請求する。

（緊急工事及び作業の承諾）

第4条 甲が前項の工事及び作業を行うとき、乙はそれを承諾し、必要な協力をしなければならない。

（舗装復旧）

第5条 甲が第3条の緊急工事及び作業によりアスファルトもしくはコンクリート舗装を掘削した際の舗装仮復旧は簡易復旧程度とし、管理範囲に基づき甲、乙が舗装の本復旧を行う。

第6条 削除（第10条で補完されているので）

（土地使用の承諾）

第7条 今回布設した給水装置が工事竣工後、土地境界の変更等により乙所有以外の土地となった場合乙が土地使用の承諾を得て、甲に報告する。

（権利義務の継承）

第8条 乙は給水装置を第三者に譲渡する場合は、この協定書を譲渡先に継承する。

（竣工後の承認）

第9条 工事竣工後、改めて給水装置工事を行うときは、あらかじめ甲に申し込み、その承認を得ること。

（その他）

第10条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議し決定する。

協定書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通保管する。

年 月 日

甲 大阪府交野市私市2丁目24番1号
交野市水道事業管理者

乙